



平成28年度 地方分権改革に関する提案募集

国定公園における一定の工作物の建築にかかる 環境大臣との協議の廃止



平成28年7月12日

兵庫県

国定公園における一定の工作物の建築にかかる環境大臣との協議の廃止

現在

○許可に当たって環境大臣との協議を要する国定公園の特別地域に係る行為（法第20条第5項）及び国に関する特例（法第68条第2項）

工作物の高さ（工作物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この条において同じ。）が50メートル又はその地上部分の容積が3万立方メートルを超える工作物の新築、改築又は増築に係る行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。

支障

○野生鳥獣の増加と生息域拡大を背景に、シカ等の野生鳥獣による森林被害が増加し、その対策が急務となっている。

○近年の異常気象による集中豪雨で土砂災害が頻発しており、次期出水での土砂災害のおそれ、二次災害防止対策が急務となっている。

許可日数の事例		
行為内容	許可までの全期間	うち、大臣との協議日数
H25 獣害防護柵設置	69日	37日
H25 林地崩壊対策工	94日	23日

見直し

提案実現後

○許可（協議）に当たって、環境大臣との協議を廃止

効果

○野生鳥獣等による森林被害に迅速な対策が可能
○災害や突発的な事情の発生および発生のおそれがある場合、迅速な対策が可能

【提案理由】

- 森林保全の観点から、野生鳥獣等による森林被害対策には防護柵の設置が必要不可欠で、迅速な対応が必要である。
- 山地保全の観点から、災害や突発的な事情の発生時には迅速な対応が必要である。
- 国定公園の行政的管理責任者は都道府県であり、国に協議を求めめるのは、都道府県の自主性・主体性が尊重されているとは言えない。
- 県担当者は、許可（協議）にあたり、規則第11条に基づき、それらの行為が国定公園の風致・景観に及ぼす影響を判断しているため、指導内容等についてはバラツキはない。

【参考】自然公園法(抄)

(特別地域)

- 第20条** 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域(海域を除く。)内に、特別地域を指定することができる。
- 2 第5条第3項及び第4項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第3項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。
- 3 特別地域(特別保護地区を除く。以下この条において同じ。)内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、**国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。**

(第1号～第18号 省略)

- 4 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
- 5 **都道府県知事は、国定公園について第3項の許可をしよとするとする場合には、当該許可に係る行為が当該国定公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。**

(第6項～第9項 省略)

※印：環境省令＝自然公園法施行規則第11条の3

(国に関する特例)

- 第68条** 国の機関が行う行為については、第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項又は第23条第3項第7号の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をしよとするとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、**国定公園にあつては都道府県知事に協議しなければならない。**
- 2 **都道府県知事は、国定公園について前項の規定による協議を受けた場合において、当該協議に係る行為が当該国定公園の風致又は景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。**
- 3 国の機関は、第20条第6項後段、第7項若しくは第8項、第21条第6項後段若しくは第7項、第22条第6項後段若しくは第7項又は第33条第1項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしよとするとするときは、これらの規定による届出の例により、国立公園にあつては環境大臣に、**国定公園にあつては都道府県知事にその旨を通知しなければならない。**
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、第33条第1項の規定による届出の例による通知があつた場合において、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、当該国の機関に対し、風景の保護のために執るべき措置について協議を求めることができる。

※印：環境省令＝自然公園法施行規則第11条の3

【参考】自然公園法施行規則（抄）

（許可に当たって環境大臣との協議を要する国定公園の特別地域に係る行為）

第11条の3 法第20条第5項に規定する環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 1 その高さ（工作物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この条において同じ。）が50メートル又はその地上部分の容積が3万立方メートルを超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、その高さが50メートル又はその地上部分の容積が3万立方メートルを超える工作物となる場合における改築又は増築を含む。）
- 2 面積が20ヘクタールを超える土地の開墾その他土地の形状の変更又は水面の埋立て若しくは干拓
- 3 国定公園の区域のうち、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1に規定する登録簿に掲げられている湿地の区域であつて環境大臣が指定するもの（以下「指定湿地」という。）又は世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2に規定する一覽表に記載されている同条約第1条に規定する文化遺産が所在する場所及びその周辺の区域若しくは同条約第2条に規定する自然遺産の区域であつて環境大臣が指定するもの（以下「指定世界遺産区域」という。）内において行われる次に掲げる行為
イ その高さが13メートル又はその水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（住宅及び仮工作物を除く。）の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、その高さが13メートル又はその水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（住宅及び仮工作物を除く。）となる場合における改築又は増築を含む。）
- ロ 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第12条第6号の2において同じ。）又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設の新築
- ハ ダム、水門又はパラボラアンテナの新築、改築又は増築
- ニ 法第20条第3項第2号に掲げる行為（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合するものを除く。）並びに法第20条第3項第4号及び第9号に掲げる行為
- ホ ゴルフコースの用に供するために行う土地の形状の変更（面積が1,000平方メートル以下の土地に係るものを除く。）
- 4 指定湿地内又は指定世界遺産区域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為
- 5 指定湿地又は指定世界遺産区域内に法第20条第3項第6号の規定により環境大臣が指定した湖沼又は湿原の全部又は一部が含まれる場合にあつては、当該湖沼又は湿原に係る同号に掲げる行為